

令和6年度 部活動運営計画

常総市立石下西中学校

1 目標

- (1) 生徒の自主的・自発的な活動を充実させる。
- (2) 部員相互の思いやり、助け合いを通し、正しい基本的生活習慣（礼儀・責任感・マナー等）を身につけさせる。
- (3) 発達段階に応じた体力と気力を養い、技術の向上と実践力を育てる。
- (4) 顧問と部員一人一人の人間的なふれ合いを大切にし、豊かな人間性を育てる。
- (5) 活動内容・練習計画を部員と共に作成し、自主的な活動を展開し、リーダーの育成を図る。
- (6) 自分の健康管理に留意すると共に、自他の安全にも留意しながら活動する。

2 設置部

(1) 運動部（9部 特設1）

- ・軟式野球部 ・サッカー部 ・バスケットボール部(女) ・バレーボール部（女）
- ・ソフトテニス部（男・女） ・卓球部（男・女） ・剣道部
- ・陸上駅伝部（特設）

(2) 文化部（3部）

- ・吹奏楽部 ・美術部 ・総合研修部（募集停止）

3 入部・転部の指導

- (1) 全員希望する部活動に入部することができる。
- (2) 1年生は入学後、約2週間を仮入部期間（見学期間を含む）とし、入部までは、希望する部の顧問の許可を得て活動に参加することができる。
- (3) 1年生は仮入部期間に、入部届を保護者（押印）と連記の上、学級担任を経由し、各部顧問に提出する。

4月11日（木）・12日（金）は見学期間（別紙にて）

4月16日（火）から4月25日（木）までが仮入部期間

【仮入部期間中に担任へ入部用紙提出】→【正式入部】

- (4) 転部については、本人・保護者・担任・顧問の4者での話し合いをもち、4者が納得をした上で転部を認める。

4 活動時間および休部日等

(1) 土曜・日曜・祝祭日・長期休業中の練習

- ・土曜・日曜のうち1日は休養日とする。但し、大会がある場合は除く。（土曜・日曜の両日に活動した場合、次週の休日
- に休養日を設ける。）
- ・長期休業中の練習は、生徒の健康状態を考えて計画する。
- ・祝日を含め、3連休以上になる場合はその都度、休養日を設定して活動する。

(2) 活動時間

- ・活動時間は、準備や片付け、移動の時間を除いた時間とする。

【活動時間】

- ・心身の活動を伴う活動
- ・試合前・間・後のミーティング
- ・大会の補助員
- ・他の試合の観戦や演奏の鑑賞等（指導者の指示で行う場合）

【活動時間外】

- ・ 休憩時間
- ・ 昼食
- ・ 集合場所までの移動
- ・ 他の試合の観戦や演奏の鑑賞等（自らの意志で行う場合）

- ・ 平日の活動は2時間以内、休日の活動は3時間以内とする。また、1週間の中で合計11時間以内となるように設定する。大会やコンクール、練習試合で活動時間が3時間を超えた場合は、次週の休日
- ・ 祝日がある場合も、1週間の活動時間を11時間以内になるように計画する。
- ・ 活動時間は部活動として行われたものだけでなく、地域クラブで活動している時間も合わせる。
- ・ 顧問は、本人・保護者から聞き取るなどして、地域クラブ参加生徒の活動状況を把握し、活動過多にならないようにする。

(4) 部活動のない日（休部日）

- ・ 週2回は休部日を設ける。（土曜・日曜のいずれか・原則として月曜日を休部日とする。）
- ・ 中間テスト、期末テストは3日前から休部日とする。
（技能教科の期末テストは2日前から休部日とする。）

(5) 放課後の練習

- ・ 平日の部活動は総体まで17:15までとし、17:30下校とする。総体で敗退した部から、16:45終了、17:00下校とする。
- ・ 複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。

5 公式試合・練習試合・校外での活動

- (1) 公式試合・練習試合等に参加するときの服装は、学校（部）で決められたものを着用する。
- (2) 自転車で参加する場合は、ヘルメット、タスキをきちんと着用させるとともに、自転車の乗り方にも十分注意させる。
- (3) 市、県西、県大会（新人・総体）の交通費は、生徒活動援助費と市のバス代予算から全額支給される。
- (4) 行事等の関係で、各種地方大会開催日が授業日に重なってしまった場合、原則として、その大会には参加しない。
- (5) 土曜・日曜に連続して活動する場合には、「休日部活動実施申請書」を学校長に提出すること。
- (6) 大会の参加に関しては、現実的に休日への振替えが可能な日数を想定し、大会数を精査する。
- (7) 外部指導者、または部活動指導員を活用する場合は、校長、教頭、中体連担当に相談するとともに外部指導者の申請をすること。また、校長名で「委嘱状」発行する。
- (8) 顧問は毎月20日までに、次の月の活動計画を作成し、活動計画のファイルに綴じ込むとともに、校内に掲示する。
- (9) 活動計画と実績報告は、学校のホームページで公表する。

6 その他

- (1) その他、県・市・学校が策定した「部活動運営方針」に則り、活動することとする。